

漁業経営改善制度の手引き

漁業経営改善計画の申請等について

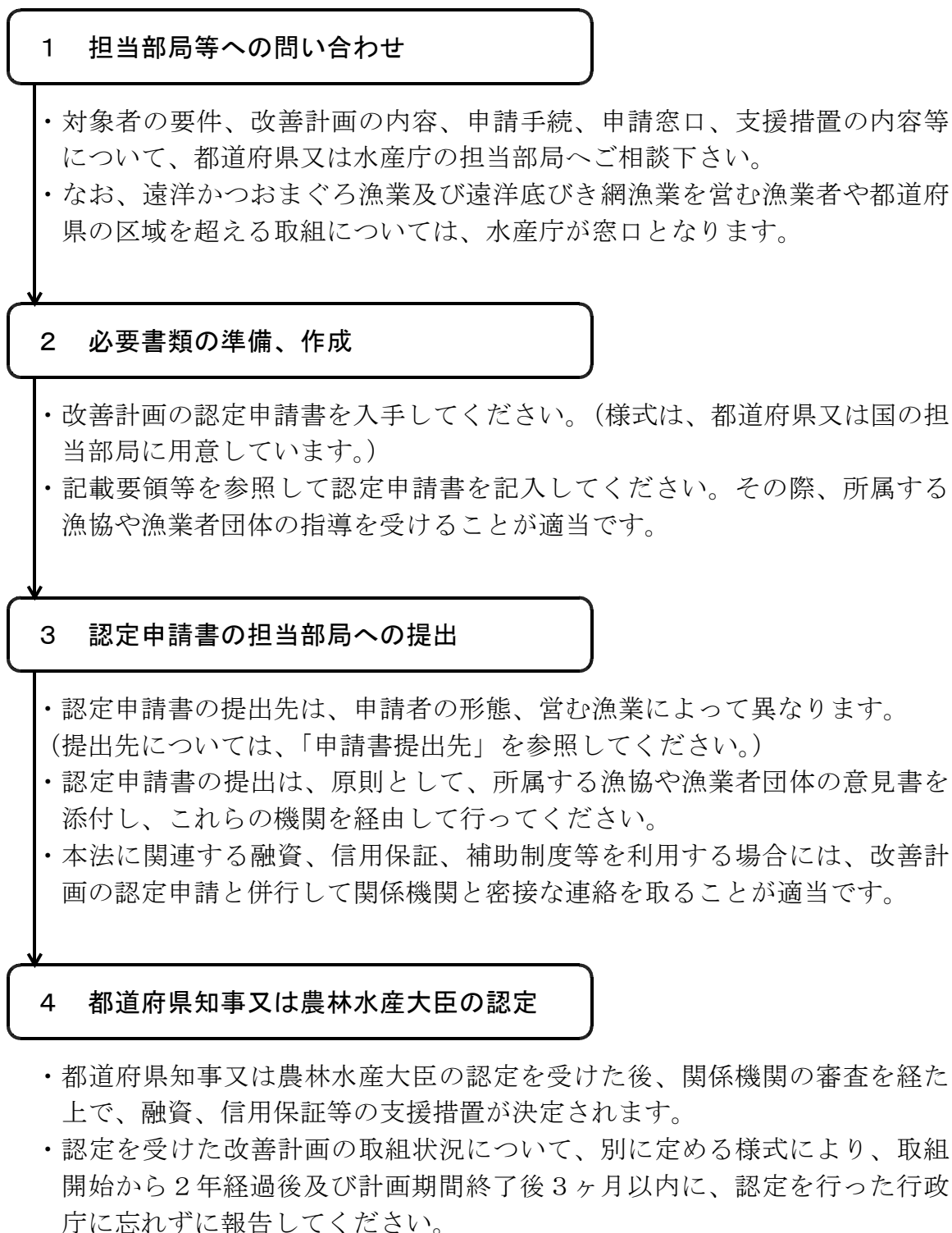
水産庁水産経営課

< 目 次 >

I	計画の認定手続(流れ図)	1
II	漁業経営改善計画の目標について.....	2
III	補助的指標について.....	4
IV	「経営計画」と「青色申告決算書」の勘定科目対照表.....	5
V	「経営計画」における勘定科目の主な内訳.....	6
VI	記載すべき別紙の種類.....	8
VII	申請書提出先.....	9
VIII	改善計画の記載例.....	10

I 計画の認定手続き（流れ図）

漁業経営改善計画の認定を受けるためには、以下の手続きが必要となります。



Ⅱ 漁業経営改善計画の目標について

1 改善計画の計画期間について

認定の対象となる改善計画の計画期間は5年間です。

計画期間を5年以外とする特段の事情がある場合には、各都道府県又は水産庁の担当部局へお問い合わせ下さい。

2 経営の向上の程度を示す指標

申請書の別紙1又は別紙2に記載する経営の向上の程度を示す指標は、「付加生産額」及び「従業員一人当たりの付加生産額」を使用します。

付加生産額は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額とします。

$$\begin{aligned}\text{付加生産額} &= \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \\ \text{従業員一人当たりの付加生産額} &= \text{付加生産額} \div \text{従業員数}\end{aligned}$$

(1) 付加生産額の算出に当たっては、以下の点に留意してください。

① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いてください。

② 人件費は、以下の全項目を含む総額としてください。

ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）

イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入

ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）

③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額としてください。

ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）

イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(2) 従業員一人当たりの付加生産額の算出に当たっては、以下の点に留意してください。

① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整してください。

② 付加生産額の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとしてください。

(3) 改善計画の別紙4の科目の関係は次のとおりとしてください。

⑥営業外損益＝損益計算書の営業外収益＋損益計算書の営業外費用

⑬設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

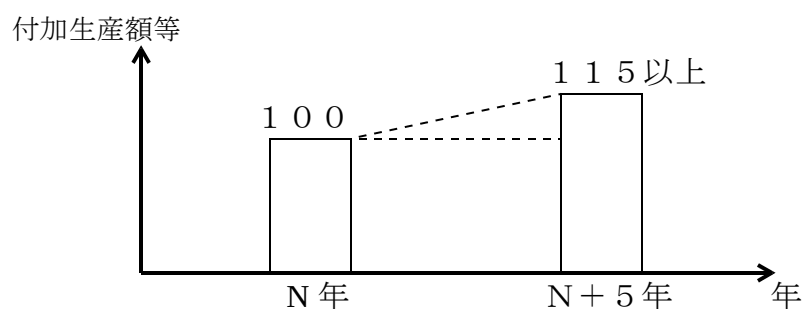
⑭償却前利益＝損益計算書の税引後当期利益＋⑨減価償却費（リース・レンタル費用を除く）

3 認定の対象となる経営の向上の程度を示す指標

改善計画として認定を受けるためには、「付加生産額」及び「一人当たりの付加生産額」のいずれかの指標について、計画期間である5年後までの目標伸び率が15%以上である必要があります。

なお、共同で改善計画を作成する場合においては、全体としての指標（参加者の指標の平均）と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができます。

（5年後の付加生産額の伸び率を15%とした場合、年率3%程度の伸びが目安となります。）



Ⅲ 補助的指標について

改善計画を作成する漁業者等は、経営改善の目標に付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額に加えて、売上高、加工量、取扱量その他の補助的指標を設定することができます。

補助的指標は、付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額に加えて、これら以外の補助的な指標により経営改善の目標を設定し、その効果を測定しようとする申請者のみが設定することができます。補助的指標を設定しようとする場合は、指標の名称、定義、計算方法及び設定理由を記載した書面を申請書に添付してください。

補助的指標については、農林水産大臣又は都道府県知事が改善計画の認定を行う際には、その有無、内容等について考慮しませんが、改善計画の実施状況の報告を受ける際に、参考として取り扱うこととなります。

<補助的指標の例>

○売上高

- ・経営体全体としての売上高の伸び率
- ・水産加工業を兼業する漁業者が、水産加工分野の生産能力を向上させる場合の当該分野に係る売上高の伸び率
- ・代船を建造し漁獲能力を向上させる場合の水揚高の伸び率

○売上数量

- ・水産加工業における加工量の増加率
- ・水産物販売数量の増加率

○燃油代

- ・操業方法を改善し燃油代を削減しようとする場合の燃油代の減少率

○倉敷料（倉庫料）

- ・冷蔵倉庫利用について業者を変更して倉敷料を削減しようとする場合の倉敷料の減少率

○運転資金の平均残高

- ・資金の効率的活用を図り運転資金の平均残高を減少させる場合の運転資金の平均残高の減少率

○自己資本比率

- ・計画的に内部留保の積み増しを図る場合の自己資本比率

Ⅳ「経営計画」と「青色申告決算書」の勘定科目対照表

「経営計画」における勘定科目	「青色申告決算書」における勘定科目	計 算 式	「青色申告決算書」の勘定科目と対照するに当たっての留意事項
売上高	売上（収入）金額	①	漁業、水産加工業等の 事業収入 （労賃収入、年金収入、雑収入は除く）
うち水揚高			売上（収入）金額のうち、漁業及び養殖業による収入
売上原価	経費、専従者給与	②	「青色申告決算書」における経費＋専従者給与－利子割引料－雑費
売上総利益			「青色申告決算書」における経費を売上原価と販売費及び一般管理費に分割できない場合は記入不要
販売費及び一般管理費			「青色申告決算書」における経費を売上原価と販売費及び一般管理費に分割できない場合は記入不要
営業利益		③＝①－②	
営業外損益		④	労賃収入＋年金収入＋雑収入－利子割引料－雑費
経常利益		⑤＝③＋④	
償却前利益			税引後の所得金額＋「青色申告決算書」における減価償却費
人件費	給料賃金、福利厚生費等	⑥	給料賃金、船員給料、福利厚生費、専従者給与等の人件費の合計金額
減価償却費	減価償却費	⑦	「青色申告決算書」の減価償却費
従業員数		⑧	短時間労働者については、勤務時間によって従業員数を調整のこと
付加生産額		⑨＝③＋⑥＋⑦	「経営計画」の営業利益＋人件費＋減価償却費
一人当たりの付加生産額		⑩＝⑨÷⑧	

V 経営計画における勘定科目の主な内訳

1 売上高

- ・漁業生産物収入（漁獲物の現物消費（自家消費、物々交換等によるもの。市場卸売価格で評価）を含む）
- ・養殖業生産物収入
- ・育成中の養殖生産物の増加
- ・賃料収入（漁船、漁網等の漁業生産手段を貸与して得た賃貸料、その他の賃貸料等）
- ・副産物収入（魚類等の内蔵物、貝殻等の副産物の販売収入）
- ・その他の漁業収入（販売手数料の歩戻金、漁業用資材の転売収入等）
- ・漁業外事業収入（水産加工業、農業、商業等）

2 売上原価

(1) 人件費

- ・乗組員（役員・事務職員の賃金は含まない）に支払った賃金（現物支払を含む）等
- ・船内食料費
- ・乗組員に対する福利厚生費
- ・その他（乗組員の退職金、賞与引当金、漁業外事業に係る人件費等）
- ・見積家族労賃（役員・事務職員は含まない。青色申告を行っている場合は専従者控除額、それ以外は近隣の雇用労働者の賃金により見積もる。）

(2) 漁船費

- ・漁船の船体、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁労装置等の修理費、艀装材料費、部品・消耗品・備品費等

(3) 漁具費

- ・漁網、浮子、沈子、はえ縄等に関する支出及び修理費

(4) 油費

- ・漁業に使用した重油、軽油、灯油、潤滑油等の一切の油代

(5) えさ代

- ・漁業、養殖用のえさ代

(6) 氷代

- ・漁獲物及び収穫物の鮮度保持のための氷代、冷凍費、鮮度保持剤等

(7) 魚箱代

- ・漁獲物及び収穫物の運搬、選別、出荷、販売に要する容器代

(8) 種苗代

- ・養殖業の種苗購入代

(9) 諸材料費

- ・漁船費、漁具費、諸施設費に分類できない漁業用電球代、水道光熱費等の材料費

(10) 諸施設費

- ・陸上施設（漁舎、浜小屋、揚船施設、染網用施設等）に関する費用
- ・養殖施設に関わる材料費、備品費、補修・修理費

(11) 賃借料及び料金

- ・漁船のチャーター料、漁獲物の水揚げ料・選別料・運搬料・保管料（倉敷料）、漁業許可等の借料、漁場使用料、種苗種付使用料、不動産賃貸料、登録登記料等

(12) 租税公課

- ・事務部門以外に関する租税

(13) 減価償却費

- ・事務部門以外に関する固定資産・繰延資産に関する減価償却費

(14) その他の事業支出（(1)～(13)以外の漁業以外の事業支出）

- ・漁業災害補償法に基づく共済掛金、漁船損害補償法に基づく漁船保険料、乗組員の出張・移送旅費等
- ・水産加工業支出等

3 販売費及び一般管理費

- (1) 賃借料及び料金
 - ・ 事務部門に関する不動産賃借料、支払地代家賃、登録・登記料等
- (2) 販売手数料
 - ・ 生産物の販売のために支払った手数料（水揚口銭、漁協その他の水産物販売業者への支払手数料等）
- (3) 事務費
 - ・ 役員、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費
 - ・ 見積家族労賃（事務職員分のみ）
 - ・ 漁業経営のための交際費、会議費、旅費・交通費、通信費
 - ・ 事務用備品の購入費及び補修修理費
 - ・ 事務消耗品費、事務所の管理関係費
- (4) 租税公課
 - ・ 事務部門に関する租税
- (5) 減価償却費
 - ・ 事務部門に関する減価償却費
- (6) その他
 - ・ 事務部門に関する損害保険料等

4 営業外損益

- (1) 営業外収益
 - ・ 受取利息配当金、投資不動産賃貸料等
 - ・ 労賃収入、年金収入
 - ・ 補助金、補償金収入
 - ・ 仕入割引、割戻（奨励金、リベート）
 - ・ 雑収入
- (2) 営業外費用
 - ・ 支払利息割引料、売上割引等
 - ・ 雑支出

VI 記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載				
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
						○	○	○
				漁業協同組合等ごとに記載				

Ⅶ 申 請 書 提 出 先

1 単独で計画を作成する場合

申 請 者	形 態	提 出 先
漁業者	・ 政令指定業種の漁業を主として営む漁業者（以下「政令指定漁業者」という。）	農林水産大臣
漁業協同組合等	・ 政令指定漁業者を構成員とするもの ・ 政令指定業種以外を主として営む者（以下「政令指定外漁業者」という。）を構成員とするものであって、地区又は事業が二以上の県に及ぶもの	
漁業者	・ 政令指定外漁業者	都道府県知事
漁業協同組合等	・ 政令指定外漁業者を構成員とするものであって、地区又は事業が一県内に限られるもの（地区組合等）	

2 共同で計画を作成する場合

申 請 者	形 態	提 出 先
複数の漁業者	・ 代表者に政令指定漁業者が含まれる場合 ・ 代表者が政令指定外漁業者であって、代表者の住所地が二以上の県に及ぶもの	農林水産大臣
漁業者と漁業協同組合等	・ 代表者に政令指定漁業者又は地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・ 代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、代表者の住所地、地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業協同組合等	・ 代表者に地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・ 代表者が地区組合等であって、代表者の地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業者	・ 代表者が政令指定外漁業者であって、すべての代表者の住所地が同一都道府県である場合	都道府県知事
漁業者と漁業協同組合等	・ 代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、すべての代表者の住所地、地区又は事業が同一都道府県である場合	
複数の漁業協同組合	・ 代表者が地区組合等であって、すべての代表者の地区又は事業が同一都道府県である場合	